

後期高齢者 医療制度

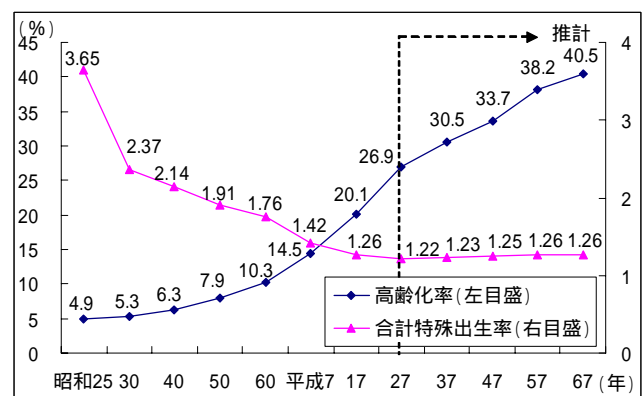
高齢化率の上昇や医療費の増加などを背景に、厚生労働省は平成20年4月、75歳以上を対象とした医療保険制度「後期高齢者医療制度」を創設した。この制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、将来にわたり持続可能な医療保険制度を目指している。今後の円滑な制度運営に向けて、都は、引き続き普及啓発活動や広域連合への支援などを行う必要がある。

1 高齢者を取りまく現状

(1) 高齢化率と合計特殊出生率の推移

平成17年の我が国の総人口は、約1億2,777万人である。総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は20.1%であり、昭和25年（高齢化率4.9%）と比較すると大幅に上昇している。平成67年の高齢化率は40.5%を占め、2.5人に1人が高齢者となると推計されている。また、合計特殊出生率（一人の女子が一生の間に生む子どもの平均数）を見ると、昭和25年は3.65であったが、平成17年は1.26と約1/3に減少しており、高齢者を支える若者の減少が懸念されている（図1）。

図1：高齢化率と合計特殊出生率の推移と推計

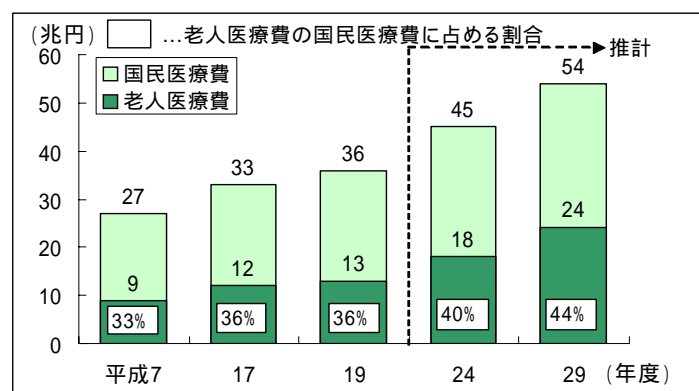


出所：総務省「国勢調査」、社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より作成

(2) 国民医療費・老人医療費の推移

平成17年度における国民医療費は33兆円であり、平成7年度（27兆円）から約22%の増加となっている。一方、老人医療費は12兆円であり、国民医療費の約36%を占めている。また、平成7年度（9兆円）と比較すると約33%増加している。

図2：国民医療費と老人医療費の推移と推計



出所：厚生労働省資料より作成

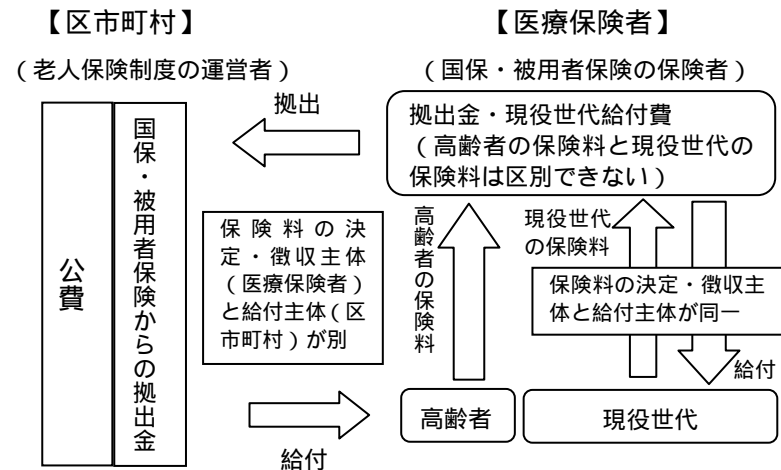
今後も国民医療費、老人医療費ともに増加が見込まれ、平成29年度には国民医療費は54兆円、老人医療費は24兆円に上ると推計されている（図2）。

(3) 従前の制度（老人保健制度）

これまでの75歳以上の医療保険制度には、「老人保健制度」があった。「老人保健制度」は、75歳以上の者が「国民健康保険」または「被用者保険」に保険料を納めつつ、区市町村が運営する「老人保健制度」に加入し、保険給付を受ける制度であり、医療費の自己負担率は1割（現役並み所得者は3割）であった。

老人保健制度は、75歳以上の者及び現役世代が負担する保険料からの拠出金と公費を財源として区市町村が運営してきた。しかし、国民健康保険の保険料は区市町村で最大5倍の差が生じていた。また、拠出金の財源として高齢者の保険料と現役世代の保険料が区別できず、誰が高齢者の医療費をどれだけ負担しているかが不明確であることなどが指摘されていた(図3)。

図3：老人保健制度の運営の仕組み



出所：社会保険出版社「医療制度改革の解説」より作成

(4) 後期高齢者医療制度創設までの経緯

国は、国民皆保険制度を堅持し、持続可能な医療保険制度を構築していくための医療制度改革の一環として、平成17年12月に「医療制度改革大綱」として基本的な考え方をとりまとめた。これを踏まえ、平成18年の通常国会において「健康保険法等の一部を改正する法律」などの医療制度改革関連法案が可決・成立し、高齢化の進展に伴い増大する後期高齢者の医療費を安定的に賄うため、「老人保健制度」を廃止し、新たに75歳以上の後期高齢者を対象に独立した医療保険制度「後期高齢者医療制度」を創設した。

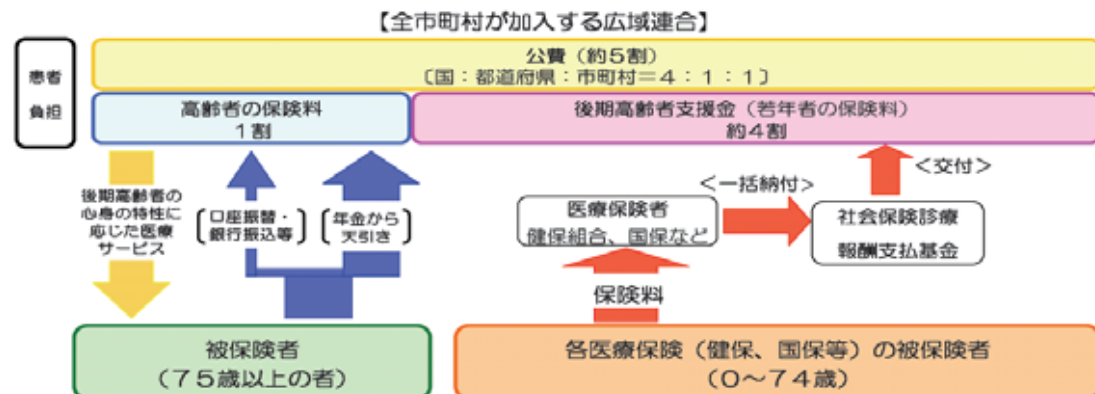
2 後期高齢者医療制度の概要

(1) 後期高齢者医療制度とは

平成20年4月に新たに施行された「後期高齢者医療制度」では、都道府県域ごとに設立された広域連合が運営しており、これまで区市町村により最大5倍あった保険料の格差が2倍に縮小することとなった。

また、医療費の自己負担率はこれまでと同様に1割(現役並み所得者は3割)である。自己負担を除く財源については、公費が医療給付費の約5割、現役世代の保険料からの拠出が約4割、後期高齢者が負担する保険料は1割となっており、現役世代の負担が過重なものとならないよう高齢者世代との負担の公平を図っている(図4)。

図4：後期高齢者医療制度の運営の仕組み



出所：厚生労働省HP

後期高齢者が負担する保険料は、加入者一人ひとりに均等に賦課される「均等割」と、所得に応じて決められる「所得割」の合計であり、賦課限度額は年額50万円となっている。保険料額は広域連合により異なり、東京都は、均等割37,800円、所得割6.56%である(表1)。

なお、保険料は高齢者が在住する区市町村に納めることとなっており、年金の受給額によって、年金からの徴収(特別徴収)と納付書等による納付(普通徴収)がある(表2)。特別徴収により、金融機関等の窓口で保険料を支払う手間の省略や、保険料徴収に係る行政の余分なコストの削減などを図っている。

(2) 保険料の軽減措置

国の特別措置

後期高齢者医療制度では、これまで保険料を負担していなかった健康保険や共済組合の被扶養者も保険料を負担することになる。ただし、制度加入から2年間は均等割額を5割軽減し、所得割額は賦課しないこととしている。

また、制度移行に伴う急激な負担増を回避するため、国の特別措置として平成20年4月から9月までは保険料の徴収を凍結し、20年10月から21年3月までは均等割額を9割軽減し、所得割額は賦課しないこととしている(図5)。

均等割額にかかる軽減措置

低所得者に対しては、所得水準に合わせ、保険料の均等割額が7割・5割・2割のいずれかで軽減される。2人世帯の図6のケースでは、7割軽減となるのは夫の年金収入額が168万円以下、5割軽減は192.5万円以下、2割軽減は238万円以下の場合である。

表1：東京都後期高齢者医療広域連合の保険料(年額)

料率	均等割	37,800円
	所得割	6.56%
実質平均額(*)		約89,300円

* 全国平均額...約72,000円

出所：福祉保健局資料より作成

表2：特別徴収と普通徴収

特別徴収	公的年金などの支給額が年額18万円以上...2カ月ごとに支払われる年金から2カ月分の保険料が徴収される
普通徴収	特別徴収の対象とならない場合(年金が年額18万円未満、年度途中で75歳となった場合など)...区市町村から送付される納付書等で保険料を納める

出所：東京都後期高齢者医療広域連合HPより作成

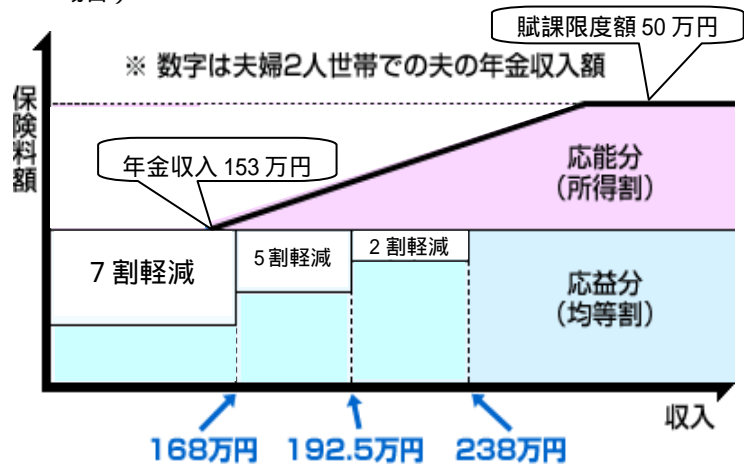
図5：健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者の保険料(国の特別措置)

平成20年4月	20年10月	21年4月
保険料凍結 (平成20年4月 から9月)	均等割額9割軽減(20 年10月から21年3月)	
	均等割額 (1割負担)	

出所：政府広報より作成

図6：均等割額にかかる軽減措置の例

夫婦とも75歳以上の世帯の例(妻の年金収入額が135万円以下の場合)



出所：東京都後期高齢者医療広域連合HPより作成

所得割額にかかる軽減措置（東京都の独自制度）

東京都広域連合独自の軽減対策として、独自に保険料の軽減対策を行っている。所得水準に合わせ、所得割額を全額・75%・半額・25%のいずれかで軽減している（右図参照）。

所得割額にかかる減額割合

旧ただし書き所得（ ）	所得割額の減額割合
15万円（年金収入168万円）まで	所得割額を全額減額
20万円（年金収入173万円）まで	所得割額を75%減額
40万円（年金収入193万円）まで	所得割額を50%減額
55万円（年金収入208万円）まで	所得割額を25%減額

旧ただし書き所得...年金収入額から公的年金控除額（120万円）基礎控除額（33万円）を除いたもの

出所：東京都後期高齢者医療広域連合HPより作成

後期高齢者医療制度の説明の徹底の必要性

後期高齢者医療制度が施行されて以来、制度を運営する各都道府県の広域連合や自治体の窓口で「保険料の計算の仕組みが分からない」などの問い合わせが殺到している。また、区市町村が新保険証を郵送しても本人の不在や転居により自治体に戻ってしまうケースや、新保険証の形や大きさが変わったことなどから受け取っても気付かずに捨ててしまうケースが続出している。こうした状況の中、福田首相は、「説明不足は反省をしている。今後よくわかりやすく説明して参りたい。」と周知徹底に取り組む考えを示した。（平成20年4月15日 読売新聞）

3 都の役割等

（1）広域連合への支援

都道府県は、医療給付費の1/12を負担するほか、また、広域連合への財政支援など制度の適正かつ安定的な運営に資する役割を担っている。

都は、「東京都後期高齢者医療財政安定化基金」を設置し、国及び広域連合とともに積立を行っている。また、保険基盤安定負担金や高額医療費負担金などを支出している。

（2）後期高齢者医療審査会の設置

知事の附属機関として各都道府県に「後期高齢者医療審査会」を設置し、後期高齢者医療制度において広域連合または区市町村が行った給付、保険料等に関する行政処分に対する不服がある場合の審査請求に対応している。

4 今後の円滑な制度運営に向けて

後期高齢者医療制度は、高齢者に適切な医療を提供することはもとより、現役世代と高齢者の公平な負担により持続可能な医療保険制度を構築するために創設された制度である。今後の円滑な制度運営を図るため、国民に対しわかりやすい説明等を行い、保険料の負担や受けられる医療サービスに対する不安を払拭することが求められる。都は、引き続き国の動向に適切に対応するとともに、普及啓発活動や財政措置など、広域連合が安定的に制度を運営できるよう支援を行う必要がある。